

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）9月26日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第8事務員及び司書補助の項中「7, 370円」を「7, 820円」に改め、同表運動指導員の項を削り、同表保育補助員及び介助員の項及び栄養士の項中「7, 690円」を「8, 150円」に改め、同表看護専任教員補助の項を削り、同表軽作業員の項及び調理補助員の項中「7, 370円」を「7, 820円」に改め、同表調理員の項中「7, 470円」を「7, 920円」に改め、同表重作業員の項中「7, 690円」を「8, 150円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第8の規定は、令和7年10月1日から適用する。

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表
(現行)

別表第8(第27条関係)

日額報酬表

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	7,370円
運動指導員	7,470円
保育補助員及び介助員	7,690円
栄養士	7,690円
看護専任教員補助	12,580円
軽作業員	7,370円
調理補助員	7,370円
調理員	7,470円
重作業員	7,690円

備考

1～3 (略)

(改正案)

別表第8(第27条関係)

日額報酬表

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	7,820円
保育補助員及び介助員	8,150円
栄養士	8,150円
軽作業員	7,820円
調理補助員	7,820円
調理員	7,920円
重作業員	8,150円

備考

1～3 (略)

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要

1 改正理由

兵庫県の最低賃金が改定見込みであることを踏まえ、日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬額が最低賃金額を上回るよう条例改正を行う。

2 改正内容

現行の報酬額で改定後の最低賃金額を下回る見込みである職種について、以下のとおり経験年数2年以下区分の報酬額を改定する。

(1) 事務員、司書補助、軽作業員、調理補助員

7, 370円 → 7, 820円

(2) 調理員

7, 470円 → 7, 920円

(3) 保育補助員及び介助員、栄養士

7, 690円 → 8, 150円

(4) 重作業員

7, 690円→8, 150円

(5) 運動指導員、看護専任教員補助の項を削除

3 施行日及び実施時期

公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。



令和7年8月8日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆 英

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付け兵労発基 0715 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進させるために、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制を抜本強化すること。
- 2 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が確実に活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。また、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実させること。
- 3 書籍販売業、並びに看護、介護、保育等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えない事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、賃上げが円滑に実施できるよう支援策について検討を行うこと。
- 4 中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応については、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が有効に活用できるよう、政府の補助金や、交付金を活用した都道府県取組の後押し等について、具体的な制度を確立し、充実した内容の支援を早期に実施すること。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,116 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり